

地理情報システム学会著作権規定

第1条 この規定は、本学会に投稿される論文等（GIS - 理論と応用、本学会が主催、または共催する学術講演論文集などの予稿を含む）の著作権の取り扱いについて定めるものである。

第2条 本学会に投稿される論文等に関する著作権は、本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として、本学会に帰属する。

2．本学会が共催する学術講演論文集に関しては、著作権の帰属を共催団体と協議する。

3．特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作権は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権については著作者と本学会との間で協議の上処置する。

第3条 著作者は、投稿した論文等について、著作者自身が自著の記事を複製、翻訳等の形で利用することは差し支えない。また、本学会の出版物発行後著作者個人のWeb サイト（著作者所属組織のサイトを含む）において、著作物を掲載することができる。ただし、いずれの場合においても、掲載に際して本学会の出版物にかかわる出典を明記しなければならない。

第4条 本学会が著作権を有する論文等が第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

著作権譲渡契約書

地理情報システム学会著作権規定第2条の定めにより、以下に記す論文等の著作権を貴学会に移転することを承諾します。

表題	
著者名 (全員)	
所属	
掲載誌名	

署名（複数の場合、全員分を記載するか、全員から権限を委任された代表者）

代表者住所： 〒 _____

所属	氏名（自著）

_____年 _____月 _____日